

性犯罪の公訴時効に関する主要国の法制度の概要

1 アメリカ（州法）

(1) ミシガン州

公訴時効期間は、犯罪が行われてから6年とされている（刑事訴訟法第767.24条(6)項）。

ただし、性犯罪に関して

- ① 無期拘禁刑を定める第一級性犯罪（刑法第750.520b条）については、公訴時効なし（刑事訴訟法第767.24条(1)項）
- ② 第二級性犯罪（刑法第750.520c条）、第三級性犯罪（刑法第750.520d）、第四級性犯罪（刑法第750.520e条）及び性犯罪目的による暴行罪（刑法第750.520g）については、
 - － 犯罪が行われてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日までのいずれかであれば、起訴することが可能（刑事訴訟法第767.24条(2)項(a)号）
 - － 犯罪の証拠が得られ、その証拠が未特定の個人に由来すると認められるDNAを含む場合、その犯罪に関する当該個人に対する起訴は、いつでも可能。ただし、未特定の個人が識別された後は、当該個人が識別されてから10年以内又は被害者の21歳の誕生日までのいずれかであれば、起訴することが可能（刑事訴訟法第767.24条(2)項(b)号）

とされている。

(2) ニューヨーク州

公訴時効期間は、犯罪行為から起算して、重罪であれば5年、軽罪であれば2年とされている（刑事訴訟法第30.10条第2項(b)(c)）。

ただし、性犯罪に関して

- ① 第一級強姦罪（刑法第130.35条）、第一級犯罪的性的行為罪（刑法第130.50条）、第一級加重性的虐待罪（刑法第130.70条）及び第一級対児童連続性的行為罪（刑法第130.75条）については、公訴時効なし（刑事訴訟法第30.10条第2項(a)）
- ② 上記①以外の刑法第130条に規定する性犯罪が18歳未満の児童に対して行われた場合、時効は、当該児童が18歳に達し又はその犯罪が法執行当局等

に報告されるまで、進行を開始しない（刑事訴訟法第30.10条第3項(f)）とされている。

(3) カリフォルニア州

死刑、無期拘禁刑若しくは終身刑（仮釈放なし）又は公金の横領に当たる罪については、公訴時効はかからない（刑法第799条）。

8年以上の拘禁刑に当たる罪の公訴時効期間は犯罪行為から6年（刑法第800条）、それ以外の拘禁刑に当たる罪の公訴時効期間は犯罪行為から3年とされている（刑法第801条）。

ただし、性犯罪に関して

- ① 18歳未満の者に対する強姦、肛門性交等の重罪（注1）について、被害者の28歳の誕生日前であれば、いつでも起訴できる（刑法第801.1条(a)項）
- ② ①に係る罪について、時効が完成していても、それが本質的な性的行為を伴う犯罪で、かつ、被害者の申立てを補強する独立した証拠がある場合には、被害者による法執行当局に対する申告から1年以内に、告訴を申し立てることができる（刑法第803条(f)項）
- ③ 強姦、肛門性交等の罪（注2）について、その犯罪に関連して収集された生物学的証拠のDNA型鑑定によって犯人の身元が識別された日の1年以内であれば、告訴を申し立てることができる（刑法第803条(g)項）

とされている。

（注1）その他、14歳未満の児童に対するわいせつ行為（刑法第288条）、児童に対する継続的性的虐待（第288.5条）、口淫（第288a条）、異物等挿入（第289条）等

（注2）その他、14歳未満の児童に対するわいせつ行為（刑法第288条）、口淫（第288a条）、異物等挿入（第289条）等

2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

性犯罪について公訴時効なし（注）。

（注）略式起訴犯罪（法定刑が6か月以下の犯罪）については、制定法上、短期間の公訴時効が定められているが、性犯罪はこれに当たらない。

3 フランス

公訴時効期間は、犯罪が行われた日から起算して、重罪（注1）であれば満10年（注2）、軽罪（注3）であれば満3年（刑事訴訟法第7条第1項、第8条第1項）。

ただし、性犯罪に関して

- ① 強姦罪等の重罪（注4）が未成年者に対して実行された場合、公訴権の時効期間は満20年とし、かつ、当該未成年が成人に達した時から進行を開始（刑事訴訟法第7条第3項）
- ② 強姦以外の性的攻撃罪等の軽罪（注5）が未成年者に対して実行された場合、公訴権の時効期間は満10年とし、また、未成年者に対する強姦以外の性的攻撃罪（第222-29-1条）及び尊属等による未成年者に対する性的侵害罪（第227-26条）が定める軽罪の公訴権の時効期間は満20年とし、かつ、これらの時効期間は、当該未成年が成人に達した時から進行を開始（刑事訴訟法第8条第2項）とされている。

（注1）重罪とは、無期又は10年以上の拘禁刑を定める罪をいう（刑法第131-1条）。

（注2）人道に対する重罪（集団殺害（刑法第211-1条）等）は公訴時効にかからない。

（注3）軽罪とは、10年以下の拘禁刑又は罰金刑等を定める罪をいう（刑法第131-3条）。

（注4）強姦罪（刑法第222-23条）、加重的強姦罪（刑法第222-24条）、強姦致死罪（刑法第222-25条）、拷問・野蛮行為を伴い強姦（刑法第222-26条）等

（注5）強姦以外の性的攻撃罪（刑法第222-27条）、加重的性的攻撃罪（刑法第222-28条）等

4 ドイツ

公訴時効期間は

- ・ 無期の自由刑が定められている罪 30年
- ・ 長期において10年を超える自由刑が定められている罪 20年
- ・ 長期において5年を超える10年以下の自由刑が定められている罪 10年
- ・ 長期において1年を超える5年以下の自由刑が定められている罪 5年
- ・ その他の罪 3年

とされている（刑法第78条第3項）（注1、2）。

ただし、主たる性犯罪（注3）に関しては、公訴時効は被害者が満21歳になるまで停止するとされている（刑法第78条b第1項第1号）。

(注1) 刑法第211条(謀殺)は時効にはかからない(刑法第78条第2項)。

(注2) 時効の起算点については、「時効は、行為が終了すると同時に進行する。構成要件が必要とする結果が、事後に初めて生じたときは、時効は、その時点から進行する。」とされている(刑法第78条a)。

(注3) 刑法第174条ないし第174条c, 第176条ないし第179条の各性犯罪

5 韓国

公訴時効期間は

- ・ 死刑に該当する犯罪 25年
- ・ 無期懲役又は無期禁錮に該当する犯罪 15年
- ・ 長期10年以上の懲役又は禁錮に該当する犯罪 10年
- ・ 長期10年未満の懲役又は禁錮に該当する犯罪 7年
- ・ 長期5年未満の懲役又は禁錮, 長期10年以上の資格停止又は罰金に該当する犯罪 5年
- ・ 長期5年以上の資格停止に該当する犯罪 3年
- ・ 長期5年未満の資格停止, 拘留, 科料又は没収に該当する犯罪 1年

とされている(刑事訴訟法第249条第1項)(注)。

ただし, 性犯罪に関して

① 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法第21条において

- ー 未成年者に対する強姦罪等の性暴力犯罪の公訴時効は, 当該未成年者が成人に達した日から進行する(第1項)
- ー 未成年者に対する強姦罪等については, DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは, 公訴時効を10年延長する(第2項)
- ー 13歳未満の者及び身体的又は精神的障害がある者に対する強姦罪等については, 公訴時効を適用しない(第3項)

② 児童・青少年の性保護に関する法律第20条において

- ー 強姦等の児童・青少年対象性犯罪の公訴時効は, 児童・青少年が成人に達した日から進行する(第1項)
- ー 児童・青少年に対する強姦罪や強制わいせつ罪については, DNA証拠等その罪を証明できる科学的な証拠があるときは, 公訴時効を10年延長する

(第2項)

- － 13歳未満の者及び身体的又は精神的障害がある者に対する強姦罪等については、公訴時効を適用しない(第3項)

などとされている。

(注) 時効の起算点については、「時効は、犯罪行為の終了したときから進行する。」とされている(刑事訴訟法第252条第1項)。